

「町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会」の設置について

一人ひとり必要とするサービスが異なる「医療的ケア児（※1）」や「重症心身障がい児（※2）」とその家族の健全な生活と成長を支えるため、町田市における支援サービスのあり方やサービス提供の仕組みづくりなど、適切な支援体制を整備することを通じて、安心して子育てできるまちづくりを推進するために、「町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会」（以下「協議会」とする。）を設置し、第1回協議会を8月28日に開催しました。

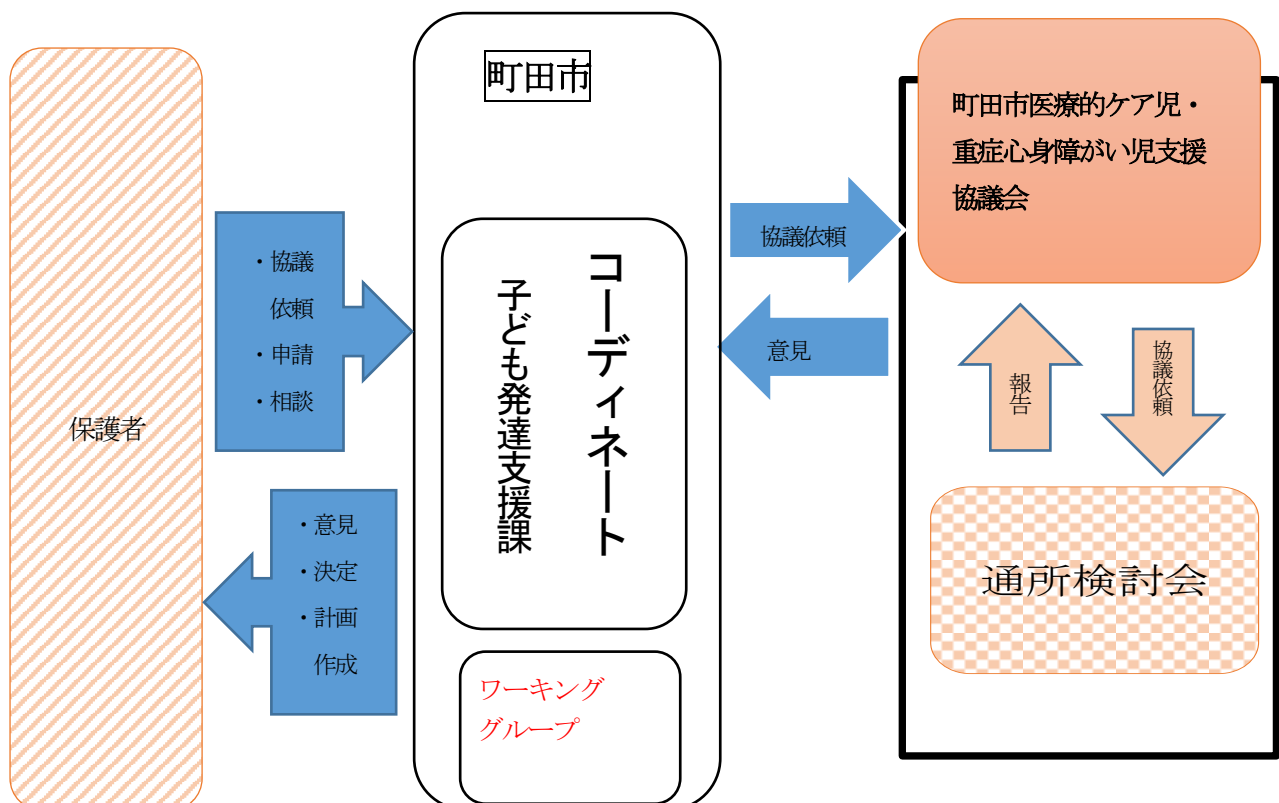
※1 「医療的ケア児」

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（児童福祉法第56条の6第2項より）

※2 「重症心身障がい児」

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複し、大島分類で1～4に分類される児童

1. 協議会のイメージ図



「コーディネート」：個別に必要な支援を組み合わせ、サービス等利用計画を作成する。

「ワーキンググループ」：支援に関わる医療分野や福祉分野の専門機関との個別の検討会。

2. 協議会及び通所検討会の委員構成

- ・医療 町田市医師会・町田市民病院・訪問看護ステーション
- ・学識 大学教授（障がい児保育、肢体不自由教育）など
- ・教育・保育 法人立保育園協会・私立幼稚園協会、都立町田の丘学園
- ・支援事業者 児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業者
- ・行政 子ども生活部長

会の種別	医療・行政	学識	教育・保育	支援事業者
協議会	町田市医師会 小児科 1名 障がい児専門医 1名 市民病院 1名 訪問看護 1名 子ども生活部長 1名	肢体不自由児教育 1名	法人立保育園協会 1名 私立幼稚園協会 1名 都立町田の丘学園 1名	事業者代表 1名
通所検討会	町田市医師会 小児科 1名 障がい児専門医 1名 市民病院 1名 訪問看護 1名	肢体不自由児教育 1名		

3. 事務局の構成

- ・子ども生活部子育て推進課、保育・幼稚園課、子ども発達支援課
- ・地域福祉部障がい福祉課 ・保健所保健予防課 ・学校教育部教育センター ・市民病院医事課

4. 2018年度の協議会のスケジュール

対象児童の生活状況等を共有するとともに、以下の2点について検討・協議する

- ・協議会 : 「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」(案)
- ・通所検討会 : 保育園等に受入れるための個別支援

		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会	状況等の共有		生活状況等の報告					生活状況等の報告		
	市全体の支援体制		ガイドライン作成					通所検討会の報告		
通所検討会	通所等についての検討						通所検討会 保育園入所への意見			